

# コモンズ30+しずぎんファンド

追加型投信／内外／株式

分配金再投資専用

投資信託説明書（請求目論見書）

2022年9月

コモンズ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資家の請求により交付される請求目論見書です。  
（課税上は株式投資信託として取扱われます。）

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づき作成され、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

この目論見書により行う《 commons30+しずぎんファンド 》の受益権の募集について、発行者である commons 投信株式会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2022 年 3 月 17 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 3 月 18 日にその届出の効力が生じております。また同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を 2022 年 9 月 16 日に関東財務局長に提出しております。

= 目 次 =

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	14
3 投資リスク	22
4 手数料等および税金	26
5 運用状況	30
第2 管理および運営	37
1 申込（販売）手続等	37
2 換金（解約）手続等	38
3 資産管理等の概要	39
4 受益者の権利等	42
第3 ファンドの経理状況	44
1 財務諸表	46
2 ファンドの現況	68
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	69
第三部 委託会社等の情報	70
第1 委託会社等の概況	70

《投資信託約款》

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

コモンズ30+しずぎんファンド（以下「当ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型株式投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

（当初元本は1口=1円）

②信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

\*当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

なお、ご購入申込みが行われ、かつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社（以下「指定販売会社」といいます。）のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

\*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：30+しずぎん）他、指定販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社

[ホームページ] <https://www.common30.jp/>

コールセンター

[電話番号] 03-3221-8730

(受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く)

(5) 【申込手数料】

別途、指定販売会社が定める購入申込手数料を申し受けることがあります。

なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

別途、指定販売会社が定める申込単位とします。

※ただし、収益分配金等を再投資する場合には、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2022年3月18日から2023年3月16日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権は、指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。

委託会社

コモンズ投信株式会社

コールセンター

[電話番号] 03-3221-8730

(受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.common30.jp/>

(9) 【払込期日】

継続申込期間における申込み

お申込代金は、継続申込期間（2022年3月18日から2023年3月16日まで）における毎営業日に、お申込みの指定販売会社へお振込みください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受付けた指定販売会社でお取扱いします。

前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の地域における発行は行いません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは、お客さま（受益者）の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

###### ②信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。なお、委託会社（投信会社）は、受託会社（信託銀行）と合意のうえ、限度額を変更することができます。

###### ③基本的性格

当ファンドは、「コモンズ30マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。また、株式会社静岡銀行（以下、「静岡銀行」といいます。）の発行する普通株式に直接投資します。その他、国内外の株式等に直接投資する場合があります。

※お客さま（受益者）が購入されるのはベビーファンドとなります。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。



\* 当ファンドは、マザーファンドのほか株式等に直接投資します。  
\* マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。  
\* 分配金は、税引き後再投資されます。

④商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。



投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーフ アード	あり (適時ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ( )  資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- **内外**：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **その他資産（投資信託証券(株式 一般)）**：組入れている資産を記載するものとする。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- **グローバル（日本を含む）**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **ファミリーファンド**：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- **為替ヘッジあり（適時ヘッジ）**：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## ⑤特色

### 1. ファンドのコンセプト

世界の成長を取り込む優れたグローバル企業と地域を代表する金融機関を組み合わせ、長期投資を通じて家庭の豊かな生活と地域経済・文化の発展を目指します。

どのような時代の変化にも対応し進化を続ける優れたグローバル企業を中心に、約30社に投資することで、世界の成長を地域に取り込み、さらに地域を代表する静岡銀行への投資を通じて地域経済・文化の発展に貢献する。こうした未来志向な循環を当ファンドは目指しています。

2. 当ファンドは、マザーファンドへの投資を主要投資対象にしたファミリーファンド方式で運用を行い、静岡銀行株式への直接投資も行います。

#### ○マザーファンドへの投資

・世界の成長も取り込めるような優れたグローバル企業を中心に、約30社に投資するコモンズ30マザーファンドに当ファンドの純資産総額の概ね90%程度の投資比率で資産配分することを基本とします。

#### ○静岡銀行株式への投資

・地域を代表する静岡銀行の株式に最大で当ファンドの純資産総額の10%を上限に高位に組み入れを行うことを基本とします。

\*実質組入れ有価証券の値動きや資金流入などによっては、上記の基本的な資産配分から乖離する場合があります。

3. 毎年12月18日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

#### (分配方針)

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます）などの範囲内とします。収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。

ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

## <マザーファンドの基本方針>

### 1. 投資の目線は30年とします。

#### ●30年目線の長期投資（自分のためだけではなく、次世代以降も視野に入れた投資）

私たちは、お客さま（受益者）が企業の価値創造に参加するために、30年目線の長期投資を実施します。足元の企業業績に基づく市場の短期売買偏重は、企業が価値を創造する時間軸に合致していない場合があります。企業には物的資産、人材、金融資産のように重要な「見える資産」だけではなく、経営理念や企業文化（DNA）のように重要な「見えない資産」も存在します。私たちは、長期投資を通じて、本来の直接金融の意義である資金提供による企業への本質的な価値創造にコミットしていきたいと考えています。

私たちは、長期投資はお客さま（受益者）にとってもメリットが大きいと考えます。投資リターンは本来、企業の創造した価値の配分です。そのため、企業が価値創造する時間の少ない短期投資よりも、企業の長期的な価値創造とともに歩む長期投資のほうが、お客さま（受益者）にとってもその配分を享受できる機会が多いと考えます。また、投資成果を短期的に分配するのではなく、配当の再投資も含めた複利効果で時間を味方につけた収益の最大化を目指したいと考えています。この複利効果は、投資期間が長いほど高まっていきます。また、長期投資は、売買回転率の抑制につながり、結果として、売買コストを引下げる効果もあります。

私たちは、30年は遠い将来で不確定要素も多々あると認識しておりますが、30年というのは、生活者にとっては「一世代」という重要なライフサイクルであり、企業にとっても同様にゴーイングコンサーン（継続企業の前提）を考慮するうえで、重要な時間軸と考えます。当ファンドは、ご自分の長期の資産形成というだけでなく、お子さんやお孫さんといった次世代以降も意識した投資と位置付けています。こうした想いで次世代の社会でも継続して繁栄する企業を応援していきます。

### 2. 投資対象は、原則として30銘柄程度とします。

#### ●30銘柄程度への集中投資（顔が見える投資）

私たちは、原則として30銘柄を厳選するアクティブ運用を実施します。投資リターンを上げるためには優良な企業を厳選して集中投資することが効果的ですが、同時にリスク分散も投資の重要な運用規範であります。ポートフォリオ論でリスク分散効果のほとんどは20～30銘柄程度で満たされるという分析も参考にしながら、健全な運用に務めます。

私たちは、お客さま（受益者）にとって投資信託の中身が分かりやすくなることも重要だと考えています。投資先を30社程度に厳選することは、結果として投資信託の中身である個々の企業の「顔」まで把握でき、投資信託への投資を通じて長期的な企業の価値創造にポジティブな姿勢で応援できると考えます。

### 3. 企業との対話を重視します。

#### ●企業との双方向的対話を重視する投資（友好的なアクティブ運用）

私たちは、単に株式投資するだけでなく、企業との対話を重視します。一方的に、「モノ言う」ことは企業価値の創造につながらないと考え、あくまでも友好的な双方向的対話を目指します。

経営と株主を対立軸として捉えるのではなく、30年という長期の時間軸に基づき、経営と株主が同じ方向の視線で、持続性ある価値創造をすることに貢献したいと思います。

＜マザーファンドならびにコモンズ投信の価値観～Common Values（コモン・バリューズ）～＞

当社はマザーファンドを通じて、「現役と次世代の生活者にとっての豊かな社会を導く長期投資」、「企業の永続的な繁栄と価値創造を応援する長期資本」を育むことを目指しています。そのため、以下のような活動に注力しています。

#### 1. 生活者（個人投資家）の参加する場を数多く提供します。

##### ●生活者＝個人投資家の参加（気づきと対話の空間づくり）

私たちは、生活者（個人投資家）に企業と資本主義へのつながりの「気づき」を促す媒体になりたいと考えています。今まで投資に関心を持つことが無かった生活者にも、投資を通じて、企業との接点を持つことの意義が高まっていくことに尽力したいと考えます。企業の価値創造の主役は、経営者と従業員および商品やサービスを評価して購入する生活者＝最終消費者であると考えます。360度の視点から企業を見ることができると生活者が個人投資家として双方向的に企業と対話できる空間は、経営者にとって大切な情報源になります。そのために私たちはお客さま（受益者）と投資先企業の交流セミナーにも積極的に取り組んでいきます。

私たちは、30年という次世代をも視野に入れ、今から少しでも行動したいと思っている生活者と共に「参加型の投信」を築いていきます。もちろん、私たちの共有価値観（コモン・バリューズ）に賛同していただき、単年度の運用成果志向を超える投資を実施する法人投資家の参加も歓迎します。

#### 2. 直接販売を大切にしています。

##### ●直接販売（Common Ground〔共有地〕の構築）

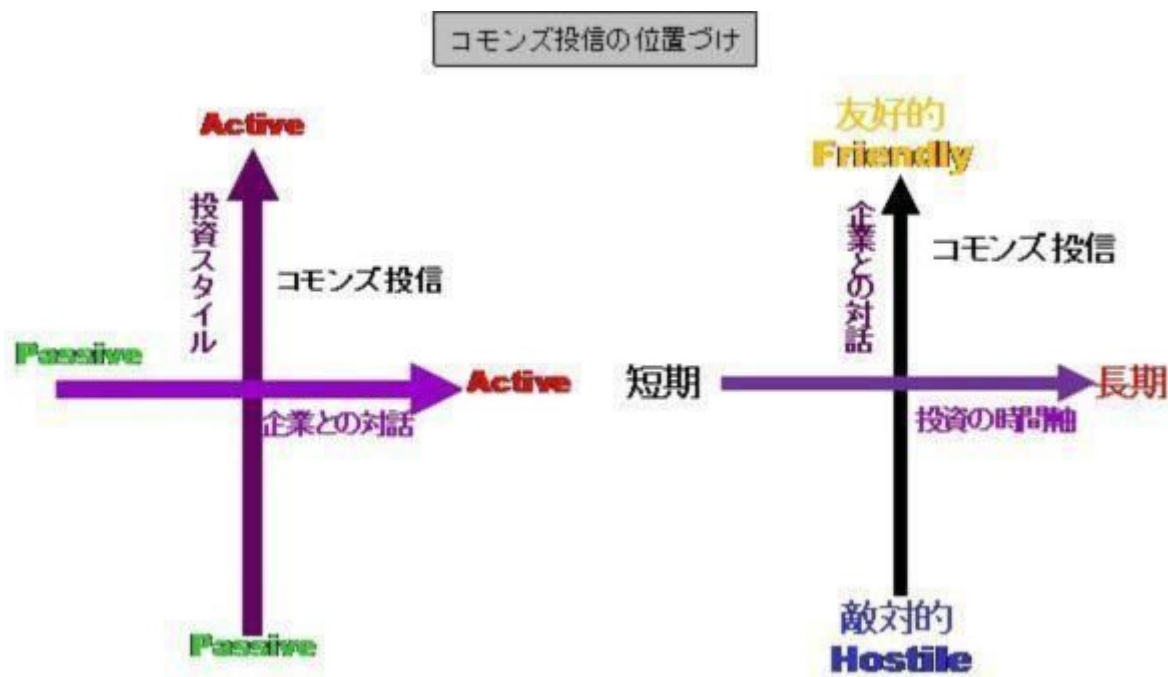
私たちは、自社での直接販売を基本とします。直接販売を行うことで、お客さま（受益者）と顔と顔が見える関係となり、直接、お客さま（受益者）の声を聞かせていただきたいからです。つまり、お客さま（受益者）と一緒に共有地＝コモン・グラウンドを築きたいと考えています。直接販売という形態は、「企業とお客さま（受益者）の双方向的対話」を促す場所、コモン・グラウンドの構築にもつながります。

もちろん、私たちの共有価値観（コモン・バリューズ）に賛同していただけるのであれば、指定販売会社の委託販売も歓迎します。

3. 信託報酬を運用残高に応じて遡減します。

● 信託報酬の考え方（30年投資とCommon Groundに合致）

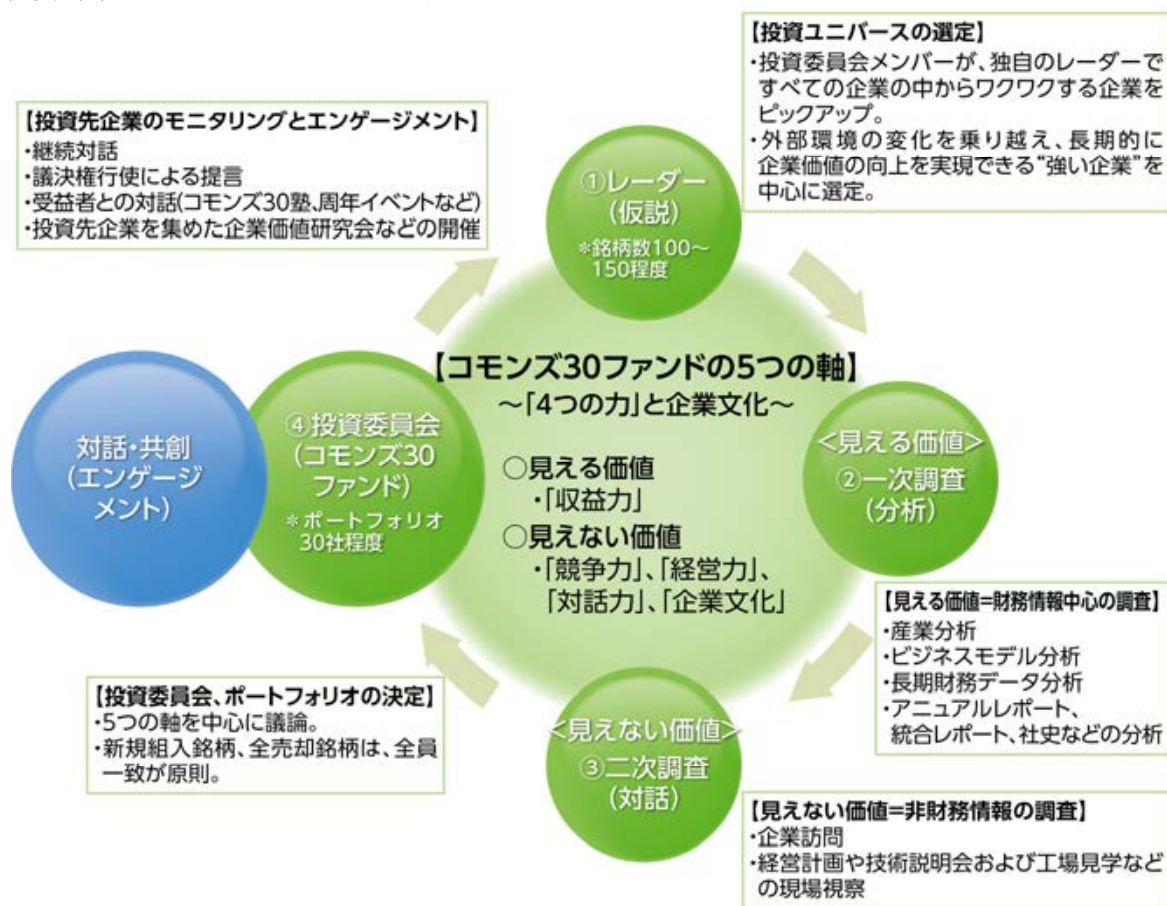
私たちは、30年という長期投資の複利効果をより高めるためには、年度毎に重なる信託報酬（投信運用者、投信販売者、信託銀行への報酬）をなるべく低く設定することが大切であると考えます。ただ、同時にコモン・バリューズを共有できる空間を造る運営にかかる費用との兼ね合いがあります。したがって、当ファンドの運用残高の増加に伴い段階的に信託報酬を下げることで、収益をお客さま（受益者）に還元していきます（4〔手数料等及び税金〕（3）〔信託報酬等〕）。



## <投資プロセス>

- 長期的な視点に基づく企業リサーチを基本とします。
- 私たちは、以下のプロセスで投資の意思決定をします。
  1. 投資委員会メンバーは、これまでの経験や現在の日々の活動の中で、常に高いアンテナを立てることをこころがけ、さまざまな仮説、投資アイデアを常に持っています。そうした中から、事業を取り巻く外部環境の変化を乗り越え、長期的に企業価値の向上を実現できる“強い企業”を中心に投資ユニバースに銘柄を持ち寄ります。
  2. こうして出来上がった投資ユニバース（100～150社程度）の中から、一次調査となる見える価値＝財務情報中心の調査を行います。その企業の主な事業の産業分析、ビジネスモデルの分析、企業のホームページ、アニュアルレポートや統合レポート、有価証券報告書、長期財務データの分析、会社の歴史を知る社史などの資料を通して情報を収集し精査していきます。
  3. 次に、二次調査となる見えない価値＝非財務情報の調査として、企業の決算説明会や経営計画説明会などに参加、また、工場・研究所の見学や技術説明会などにも参加し、さらに会社訪問による直接対話を行います。企業の競争力の源泉、経営スタイル、各ステークホルダーからの外部からの知見の取り入れ方、企業の経営理念やDNA、歴史や文化までも確認していきます。
  4. 二次調査を経て選ばれた企業が、各アナリストから投資委員会に提案されます。投資委員会では、企業評価をおこなう5つの軸＝「収益力」、「競争力」、「経営力」、「対話力」、「企業文化」をベースに、徹底的に議論します。
  5. 最終的に、ポートフォリオに組み入れる銘柄として投資価値が極めて高いと判断した銘柄に投資します。ポートフォリオは、約30銘柄で構成されます。
  6. 投資プロセスは、ポートフォリオに組み入れられて終了ではありません。投資開始直後から、継続的な対話によりモニタリングとエンゲージメントが行われます。この取り組みにより投資の確信度が高められたり、また、企業が不振な時期やトラブルを起こした時に保有を続けるのか、懸念が深まり売却に至るなどの投資判断が継続します。
- 私たちは、以上のプロセスを投資委員会メンバー個々の意見や考えを尊重し、フラットな議論によって進めていきます。

## ■投資対象選定プロセス・イメージ図



### ＜投資対象選定の基準＞

私たちが投資対象としたい企業は、ひとえに、不確実な時代においても事業環境の変化を乗り越え、長期的な価値創造が期待できる企業です。結果として、財務面においては資本コストを上回る投下資本利益率を長期的に実現できる企業です。企業価値は、定量的なアプローチによると、短期よりも長期に依存する傾向があります。長期的・持続的な強さの源泉を持つ企業、あるいはそうした方向への変化の兆しがみられる企業を選定したいと思います。また、その理念や活動に共感し、応援したいと思える企業を選定したいと思います。具体的な要件の例は、以下のようなものです。

- 優れた経営理念が、経営者を越えて継承されている企業。
- 特に、経営者に外部との対話力がある企業。
- 過去の功績に伴う独自のDNA、文化が全社員の行動規範に浸透し、それが成長を下支えしている企業。
- 過去の功績に伴う秩序にしがらみがなく、時代の潮流に合わせて進化できる企業。
- 持続的な希少性を持つ企業（高い社会的ニーズに少ない競合で応えている。それを持続できる参入障壁や強みを持つ。）。
- 世界的に強いブランドを持ち、そのブランドの真髓について全社員が共有し、また、そのブランド力を有効的な戦略として活用している企業。
- 顧客ニーズに耳を傾け、顧客ニーズを超える開発力・提案力を持つ企業。

- 重要課題や問題に的確に対応し、改善・改良にためらうことがない企業。
- 財務諸表に表れる「見える価値（資産）」（金融資産、物的資産）だけではなく、「見えない価値（資産）」（組織資産、人的資産、顧客資産）を重視する企業。
- ステークホルダーへのバランスよい配分を意識し、優良な上場企業としてガバナンスの意識が高い企業（社外取締役など外部からの知見を取り込む仕組みを大切にしている）。
- 事業投資、配当・自社株買いなど資本政策が適切である企業。

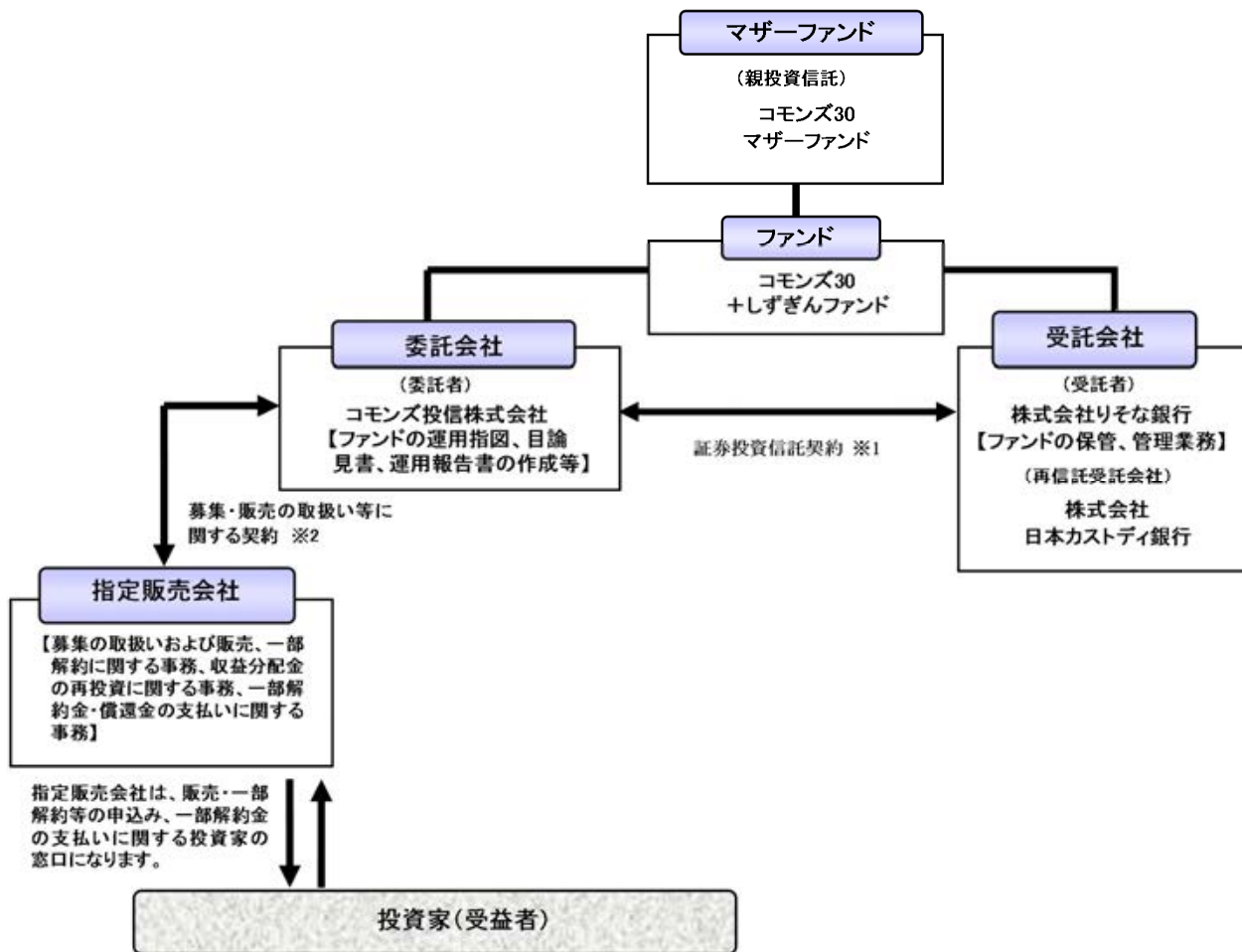
(2) 【ファンドの沿革】

2014年12月19日 ファンドの募集開始

2014年12月29日 ファンドの信託契約締結、当初設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1 委託会社と受託会社との契約（証券投資信託契約）

当ファンドの運用に関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

※2 委託会社と指定販売会社との契約（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。



## ②委託会社の概況

a. 資本金 1億円（2022年7月末日現在）

b. 会社の沿革

2007年11月6日 株式会社コモンズとして設立

2008年8月29日 コモンズ投信株式会社に商号変更

2008年10月15日 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第2061号

c. 大株主の状況（2022年7月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	比率
吉野 健太郎	東京都世田谷区	7,300株	11.0%
株式会社丸井 グループ	東京都中野区中野4-3-2	6,666株	10.0%
株式会社ベネッセ ホールディングス	岡山県岡山市北区南方3-7-17	4,400株	6.6%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### ①基本方針

当ファンドは、マザーファンドへの投資を主要投資対象にしたファミリーファンド方式で運用を行い、加えて静岡銀行株式への直接投資も行うことで、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

#### ②投資態度

- ・ 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、国内外の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。
- ・ マザーファンドの他、株式会社静岡銀行の普通株式に直接投資します。当該株式への実質投資割合は、原則10%を上限として投資することを基本とします。また株式会社静岡銀行が他の銀行等との合併等により当該株式が上場廃止となる場合には、当該株式に代えて存続会社の株式に投資します。また、存続会社の株式が上場廃止となる場合には投資を行いません。

本約款において、「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

- ・ マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは設定しません。
- ・ 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。
- ・ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <マザーファンドの運用方針>

- ・ 主として、国内外の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、既述したような投資対象選定の基準に照らして優良と判断した企業に投資します。
- ・ ベンチマークは設けず30銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。
- ・ 株式の組入比率は、市場環境に応じて、投資信託財産総額の30%以上を基本とします。
- ・ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

- ① 主としてわが国の株式を主要投資対象としますが、外国株式への投資を排除しません。詳しい投資対象は以下の通りです。（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ニ. 約束手形

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

#### ② 投資対象とする有価証券は以下の通りです。（約款第16条第1項）

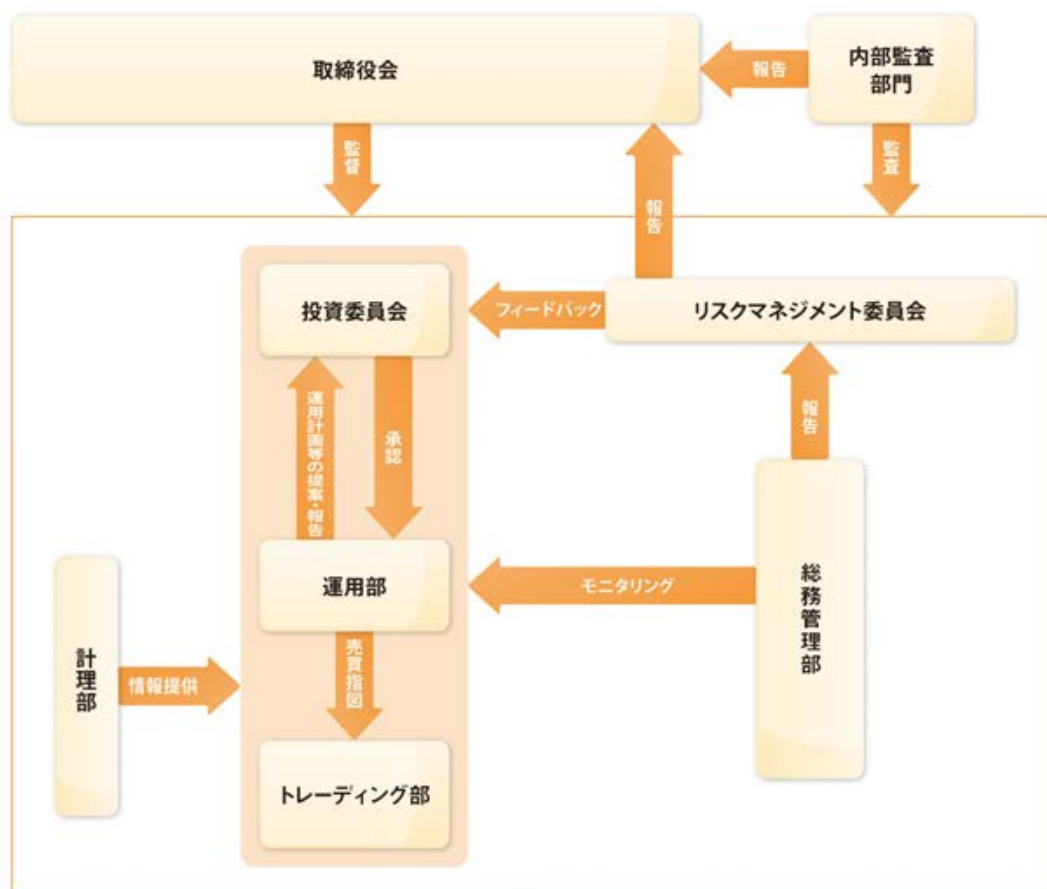
委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「コモンズ30マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で、次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。  
なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券（「新投資口予約権証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 投資対象とする金融商品は以下の通りです。（約款第16条第2項）
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ その他の投資対象は以下の通りです。
1. 先物取引等（約款第22条）
  2. スワップ取引（約款第23条）
  3. 金利先渡取引等（約款第24条）

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

#### <業務内容>

- 取締役会
  - ・運用体制全般についての管理監督
- 投資委員会
  - ・投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定
- 運用部
  - ・運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
  - ・ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
  - ・マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
  - ・運用に係る売買の執行の指示
- トレーディング部
  - ・運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

※ファンドの運用体制等は、2022年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- \* 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま（受益者）の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

(5) 【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
3. 投資信託証券（但し、マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
4. 先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。
5. スワップ取引は、約款第23条の範囲内で行います。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲内で行います。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

② 信託約款のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲

約款第19条に定める範囲の株式等に投資を行います。

2. 信用取引の運用指図

信用取引の運用指図を行う際には、約款第21条の定めに従うこととします。

3. 有価証券の貸付の指図及び範囲

約款第25条の定めに従うこととします。

4. 有価証券の空売りの指図

空売りの指図を行う際には、約款第26条の定めに従うこととします。

5. 有価証券の借入れの指図

有価証券の借入れの指図を行う際には、約款第27条の定めに従うこととします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

約款第28条に記載のとおり、外貨建有価証券への投資については日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 外国為替予約取引の指図

約款第29条の定めに従うこととします。

8. デリバティブ取引等にかかる投資制限

約款第30条の定めに従うこととします。

9. 資金の借入れの指図

資金の借入れの指図を行う際には、約款第36条の定めに従うこととします。

③ 法令に定められた投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。



### 3 【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま（受益者）の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま（受益者）に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま（受益者）には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしく願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

#### 【価格変動リスク】

- 当ファンドは、実質的に国内外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内及び国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。

#### 【流動性リスク】

- 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、又は取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があります。この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 【信用リスク】

- 有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合又はそれが予想される場合若しくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、又は利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

#### 【為替変動リスク及びカントリーリスク】

- 外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

#### 【ファンド資産の流出によるリスク】

- 一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 《その他の留意点》

- 市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- 当ファンドは30銘柄程度への集中投資および株式会社静岡銀行株式へ最大10%程度の投資を行うため、他のファンドにくらべ1銘柄が全体におよぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。
- お客さま（受益者）は、原則として1日あたり5億円を越える換金（解約）のご請求はできません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

## 《投資リスクに対する管理体制》

「投資リスク」の管理については、運用部門が各種リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行なうとともに、運用部門とは別の管理担当部署により各種リスクのモニタリングを行い、リスク管理することを基本的な考え方として投資リスクの管理体制を構築しています。各部門の管理体制は次のとおりです。

### <運用部>

各種リスクについて常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行ないます。

### <総務管理部>

投資信託財産の運用状況のモニタリングや、法令諸規則、信託約款等の遵守状況に係るモニタリングを行ないます。またモニタリングの結果についてリスクマネジメント委員会に報告します。

### <リスクマネジメント委員会>

総務管理部より報告されたモニタリングの結果を受け、運用状況および流動性リスクのモニタリングと管理、運用に係るリスクについて評価します。その結果について運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

### <内部監査部門>

内部監査部門は、リスク管理体制全般について適切性並びに有効性を監査し、必要に応じて問題点の改善等を勧告します。また、監査結果について取締役会に報告します。

※投資リスクに対する管理体制は、2022年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 投資リスク(参考情報)

### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1万円当たりの基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、2017年8月～2022年7月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



注1) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

注2) 当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

注3) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

注4) 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

#### \*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・Morningstar日本株式指数  
先進国株・・・Morningstar先進国株式指数(除く日本)  
新興国株・・・Morningstar新興国株式指数  
日本国債・・・Morningstar日本国債指数  
先進国債・・・Morningstarグローバル国債指数(除く日本)  
新興国債・・・Morningstar新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※Morningstar日本株式指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar先進国株式(除く日本)指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar新興国株式指数: Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar日本国債指数: Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数: Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar新興国ソブリン債指数: Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

#### <重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、COMMONS投信株式会社(以下、「当社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その断絶、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制約することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知していたとしても責任を負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

指定販売会社が別に定める購入申込手数料（消費税等を含む。）を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額	信託報酬率（年率）		配分（税抜）		
	税込	税抜	委託会社	販売会社	受託会社
300億円まで	1.265%	1.15%	0.55%	0.55%	0.05%
300億円を超える部分	1.155%	1.05%	0.50%	0.50%	0.05%
500億円を超える部分	1.034%	0.94%	0.45%	0.45%	0.04%
1,000億円を超える部分	0.924%	0.84%	0.40%	0.40%	0.04%
3,000億円を超える部分	0.803%	0.73%	0.35%	0.35%	0.03%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

※税額は、2022年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ②保管費用等
- ③借入金の利息
- ④投資信託財産に関する租税
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥受託会社の立替金の利息
- ⑦その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用

- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記⑦その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.11%（税抜0.100%）を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

<個人の受益者に対する課税>

##### ◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

#### ◆解約代金及び償還金に対する課税

解約代金及び償還金から取得費用（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得とみなされ20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、お客さま（受益者）がお申込みされた指定販売会社にお問い合わせください。

解約時及び償還時の損失（譲渡損失）については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

#### ※「NISA（少額投資非課税制度）、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

#### ※収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」（特別分配金）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本について

- ①追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ②受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合については委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、上記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

(注) 上記は2022年7月末日現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

コモンズ30+しずぎんファンド

(2022年7月末日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	86,322,500	7.95
親投資信託受益証券	日本	985,503,493	90.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,640,736	1.25
合計(純資産総額)		1,085,466,729	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。  
親投資信託は、全て「コモンズ30マザーファンド」です(以下同じ)。

<ご参考>コモンズ30マザーファンド

(2022年7月末日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	44,260,730,500	90.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,628,137,937	9.46
合計(純資産総額)		48,888,868,437	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

コモンズ30+しずぎんファンド

(2022年7月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	コモンズ30マザー ファンド	—	204,848,052	4.9169	1,007,232,038	4.8109	985,503,493	90.79
日本	株式	静岡銀行	銀行業	107,500	817.80	87,914,379	803.0000	86,322,500	7.95

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(2022年7月末日現在)

種類	業種	投資比率 (%)
株式	銀行業	7.95
親投資信託受益証券	—	90.79
合計		98.74

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ご参考> コモンズ30マザーファンド

(2022年7月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	信越化学工業	化学	132,400	18,274.38	2,419,528,396	16,960.0000	2,245,504,000	4.59
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	44,400	58,056.81	2,577,722,364	46,010.0000	2,042,844,000	4.17
日本	株式	KADOKAWA	情報・通信業	584,100	2,552.16	1,490,716,656	3,220.0000	1,880,802,000	3.84
日本	株式	SMC	機械	28,100	66,091.01	1,857,157,381	65,410.0000	1,838,021,000	3.75
日本	株式	三菱商事	卸売業	443,100	3,956.38	1,753,072,061	3,948.0000	1,749,358,800	3.57
日本	株式	ディスコ	機械	53,700	34,025.77	1,827,183,849	32,300.0000	1,734,510,000	3.54
日本	株式	丸紅	卸売業	1,398,000	1,188.39	1,661,369,220	1,233.0000	1,723,734,000	3.52
日本	株式	ダイキン工業	機械	73,900	24,041.69	1,776,680,891	23,250.0000	1,718,175,000	3.51
日本	株式	堀場製作所	電気機器	254,000	6,178.11	1,569,239,940	6,530.0000	1,658,620,000	3.39
日本	株式	デンソー	輸送用機器	228,700	8,959.66	2,049,074,915	7,234.0000	1,654,415,800	3.38
日本	株式	味の素	食料品	468,100	3,256.49	1,524,364,495	3,498.0000	1,637,413,800	3.34
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	297,500	5,225.22	1,554,502,950	5,429.0000	1,615,127,500	3.30
日本	株式	カカココム	サービス業	592,100	2,513.50	1,488,243,350	2,591.0000	1,534,131,100	3.13
日本	株式	クボタ	機械	697,100	2,427.47	1,692,189,337	2,193.5000	1,529,088,850	3.12
日本	株式	リンナイ	金属製品	151,600	10,337.09	1,567,102,844	10,080.0000	1,528,128,000	3.12
日本	株式	旭化成	化学	1,396,700	1,119.92	1,564,192,264	1,065.5000	1,488,183,850	3.04
日本	株式	小松製作所	機械	492,800	2,994.87	1,475,875,576	3,009.0000	1,482,835,200	3.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	220,100	6,480.84	1,426,434,566	6,704.0000	1,475,550,400	3.01
日本	株式	日東電工	化学	172,800	8,858.50	1,530,749,778	8,530.0000	1,473,984,000	3.01
日本	株式	シスメックス	電気機器	156,200	10,392.19	1,623,260,078	9,306.0000	1,453,597,200	2.97
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	421,400	3,465.58	1,460,395,412	3,388.0000	1,427,703,200	2.92
日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	586,900	2,220.03	1,302,935,607	2,394.0000	1,405,038,600	2.87
日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	589,100	2,400.51	1,414,140,441	2,321.0000	1,367,301,100	2.79
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	282,900	4,700.61	1,329,804,877	4,828.0000	1,365,841,200	2.79
日本	株式	マキタ	機械	403,400	4,329.73	1,746,613,082	3,235.0000	1,304,999,000	2.66
日本	株式	エムスリー	サービス業	276,000	4,334.64	1,196,360,640	4,615.0000	1,273,740,000	2.60
日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	527,500	1,184.86	625,013,650	1,633.0000	861,407,500	1.76
日本	株式	エーザイ	医薬品	118,700	5,895.80	699,831,460	6,077.0000	721,339,900	1.47
日本	株式	楽天グループ	サービス業	852,100	936.82	798,264,322	655.0000	558,125,500	1.14
日本	株式	資生堂	化学	93,800	5,731.90	537,652,220	5,450.0000	511,210,000	1.04

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(2022年7月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	1.76
	食料品	3.34
	化学	14.49
	医薬品	1.47
	金属製品	3.12
	機械	19.65
	電気機器	13.56
	輸送用機器	6.30
	陸運業	2.79
	情報・通信業	3.84
	卸売業	7.10
	小売業	3.30
	サービス業	9.75
合計		90.53

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

コモンズ30+しずぎんファンド

該当事項はありません。

<ご参考>コモンズ30マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

コモンズ30+しずぎんファンド

該当事項はありません。

<ご参考>コモンズ30マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

コモンズ30+しずぎんファンド

2022年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2015年12月18日)	454,127,672	454,127,672	1.0554	1.0554
第2期(2016年12月19日)	565,843,833	565,843,833	1.1090	1.1090
第3期(2017年12月18日)	490,399,614	490,399,614	1.3661	1.3661
第4期(2018年12月18日)	564,325,575	564,325,575	1.1785	1.1785
第5期(2019年12月18日)	786,282,144	786,282,144	1.3319	1.3319
第6期(2020年12月18日)	904,687,347	904,687,347	1.4840	1.4840
第7期(2021年12月20日)	1,023,880,935	1,023,880,935	1.6907	1.6907
2021年7月末日	966,744,756	—	1.6293	—
8月末日	1,015,825,990	—	1.6961	—
9月末日	1,053,998,911	—	1.7567	—
10月末日	1,055,174,813	—	1.7584	—
11月末日	1,007,080,535	—	1.6732	—
12月末日	1,049,320,048	—	1.7394	—
2022年1月末日	995,130,351	—	1.6274	—
2月末日	998,854,533	—	1.6043	—
3月末日	1,070,728,213	—	1.6938	—
4月末日	1,051,536,787	—	1.6506	—
5月末日	1,054,638,132	—	1.6302	—
6月末日	1,029,992,908	—	1.5713	—
7月末日	1,085,466,729	—	1.6393	—

②【分配の推移】

コモンズ30+しずぎんファンド

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000

③【収益率の推移】

コモンズ30+しずぎんファンド

期	収益率(%)
1期	5.5
2期	5.1
3期	23.2
4期	△13.7
5期	13.0
6期	11.4
7期	13.9
第8中間計算期間末	△9.8

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

コモンズ30+しずぎんファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	2014年12月29日～ 2015年12月18日	472,232,083	41,960,473	430,271,610
第2期	2015年12月19日～ 2016年12月19日	122,480,680	42,542,902	510,209,388
第3期	2016年12月20日～ 2017年12月18日	208,632,918	359,858,175	358,984,131
第4期	2017年12月19日～ 2018年12月18日	201,036,710	81,171,202	478,849,639
第5期	2018年12月19日～ 2019年12月18日	220,527,639	109,046,291	590,330,987
第6期	2019年12月19日～ 2020年12月18日	187,603,836	168,307,767	609,627,056
第7期	2020年12月19日～ 2021年12月20日	155,622,987	159,650,846	605,599,197
第8 中間計算期間末	2021年12月21日～ 2022年6月20日	71,655,991	24,266,746	652,988,442

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注)第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 運用実績

### 基準価額と純資産の推移 (2014年12月29日(当初設定日)～2022年7月29日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。  
 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

### 分配の推移

決算期	分配金
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

### 主要な資産の状況 (2022年7月29日現在)

#### ▶ 資産別構成

資産配分	
資産	組入比率
コモンズ30マザーファンド	90.8%
静岡銀行株式	8.0%
その他資産	1.3%
合計	100.0%

※当ペーパーファンドの対純資産組入比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

#### ▶ 業種別比率の上位

業種別比率	
業種	組入比率
機械	19.7%
化学	14.5%
電気機器	13.6%
サービス業	9.8%
卸売業	7.1%

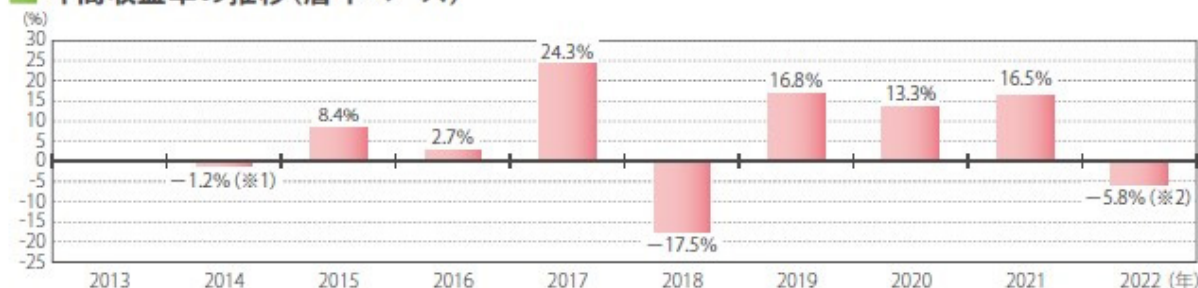
※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

#### ▶ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	信越化学工業	化学	4.6%
2	東京エレクトロン	電気機器	4.2%
3	KADOKAWA	情報・通信業	3.8%
4	SMC	機械	3.8%
5	三菱商事	卸売業	3.6%
6	ディスコ	機械	3.5%
7	丸紅	卸売業	3.5%
8	ダイキン工業	機械	3.5%
9	堀場製作所	電気機器	3.4%
10	デンソー	輸送用機器	3.4%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出(小数点以下第2位を四捨五入)

(※1) 2014年は設定日(2014年12月29日)から年末までのファンドの騰落率

(※2) 2022年は年初から7月末までの騰落率

当ファンドにはベンチマークはありません。



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間	<p>継続申込期間・・・2022年3月18日から2023年3月16日</p> <p>原則として、毎営業日にお申込みいただけます。</p> <p>なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>
申込取扱場所	<p>当ファンドの受益権は、指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。</p> <p><u>委託会社</u></p> <p>コモンズ投信株式会社</p> <p>コールセンター</p> <p>〔電話番号〕 03-3221-8730</p> <p>（受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く）</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a></p>
申込単位	<p>・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。</p> <p>※ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。</p>
申込価額	<p>継続申込期間・・・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。（日本経済新聞においては、掲載名：30+しずぎん）</p>
申込方法	<p>・指定販売会社の定める方法によります。</p>
申込手数料	<p>・指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.3%（税抜3%）が上限となっております。</p>
申込受付時間	<p>原則として、午後3時までに受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切る場合とされている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</p>
申込の受付中止および取消	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受け付けを取り消す場合があります。</p>
クーリング・オフ非適用	<p>当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。</p>
振替機関等の口座の提示等	<p>当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載または記録が行われます。</p>



## 2 【換金（解約）手続等】

換金方法	・指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	・指定販売会社が、別途定める換金単位とします。
解約価額	・解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	<p>解約価額は、指定販売会社にてご確認ください。 また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <p><u>委託会社</u></p> <p>コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) <u>ホームページアドレス</u> <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a></p>
換金請求受付時間	原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	<p>指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。</p> <p>※受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。</p>
大口換金の制限	お客さま（受益者）は、原則として、1日あたり5億円を超える換金（解約）請求はできません。
換金の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の算出>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

##### <有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

- ◆マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。
- ◆国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。
- ◆海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
- ◆外貨建資産：原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ◆外国為替取引：原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

##### <基準価額の照会方法>

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：30+しずぎん）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03-3221-8730 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス <a href="https://www.common30.jp/">https://www.common30.jp/</a>
-----	--

#### (2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2014年12月29日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

①信託の終了

イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

i 信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ii この信託契約を解約することがお客さま（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

a. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

b. 前記 a の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。

c. 前記 a の書面決議は、議決権を行行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

d. 前記 a から c までの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

i 投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 a から c までの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

ii 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客さま（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ハ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」のロの書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ニ. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ②信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、お客さま（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更等」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ. 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更等の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 前項の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ニ. 上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ホ. 上記ハ及びニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま（受益者）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

### ③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、お客様（受益者）が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って上記①、②に従い、信託の終了または重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ④運用報告書

- イ. 委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っているお客様（受益者）に対し、販売会社を通じて交付します。
- ロ. 運用報告書（全体版）は、下記「⑦公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、お客様（受益者）から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### ⑤信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### ⑥受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当ファンドを償還させます。

#### ⑦公告

委託会社がお客さま（受益者）に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.common30.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

#### ⑨関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月（または3ヶ月）前までに、委託会社及び販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### 4 【受益者の権利等】

お客さま（受益者）の有する主な権利は、次のとおりです。

#### ①収益分配金に対する請求権

- イ. お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

- ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ. 原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ニ. お客さま（受益者）が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

### ②償還金に対する請求権

- イ. お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ. 償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等にてお支払いします。
- ハ. お客さま（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

### ③換金（解約）請求権

- イ. お客さま（受益者）は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金（解約）をご請求になる権利を有します。
- ロ. 解約支払金は、お客さま（受益者）の換金（解約）の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客さま（受益者）にお支払いします。

### ③ 帳簿閲覧権

お客さま（受益者）は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2020年12月19日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

commons投資株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

立野 晴朗

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているcommons30+しずぎんファンドの2020年12月19日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、commons30+しずぎんファンドの2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、commons投資株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

commons投資株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 1 【財務諸表】

## 【コモンズ30+しずぎんファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2020年12月18日現在	第7期 2021年12月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	9,723,359	20,018,026
株式	69,707,600	75,661,600
親投資信託受益証券	832,423,401	936,841,095
流動資産合計	911,854,360	1,032,520,721
資産合計	911,854,360	1,032,520,721
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,394,662	1,429,070
未払受託者報酬	230,866	288,390
未払委託者報酬	5,079,122	6,344,463
その他未払費用	462,363	577,863
流動負債合計	7,167,013	8,639,786
負債合計	7,167,013	8,639,786
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	609,627,056	605,599,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	295,060,291	418,281,738
(分配準備積立金)	161,327,872	225,465,677
元本等合計	904,687,347	1,023,880,935
純資産合計	904,687,347	1,023,880,935
負債純資産合計	911,854,360	1,032,520,721

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自	2019年12月19日 至 2020年12月18日	自	2020年12月19日 至 2021年12月20日
営業収益				
受取配当金		1,700,600		2,427,400
有価証券売買等損益		112,914,885		137,283,305
営業収益合計		114,615,485		139,710,705
営業費用				
受託者報酬		430,647		551,270
委託者報酬		9,474,366		12,127,849
その他費用		873,683		1,118,828
営業費用合計		10,778,696		13,797,947
営業利益又は営業損失(△)		103,836,789		125,912,758
経常利益又は経常損失(△)		103,836,789		125,912,758
当期純利益又は当期純損失(△)		103,836,789		125,912,758
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,168,240		24,087,004
期首剰余金又は期首欠損金(△)		195,951,157		295,060,291
剰余金増加額又は欠損金減少額		49,811,148		100,655,295
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		49,811,148		100,655,295
剰余金減少額又は欠損金増加額		53,370,563		79,259,602
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		53,370,563		79,259,602
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		295,060,291		418,281,738

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は、2020年12月19日から2021年12月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 2020年12月18日現在	第7期 2021年12月20日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	609,627,056口	605,599,197口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.4840円 (14,840円)	1.6907円 (16,907円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

項 目		第 6 期 自 2019年12月19日 至 2020年12月18日	第 7 期 自 2020年12月19日 至 2021年12月20日
費用控除後の配当等収益額	A	13,756,208円	16,678,836円
費用控除後・繰越欠損金補てん 後の有価証券売買等損益額	B	88,912,341円	85,146,918円
収益調整金額	C	133,732,419円	192,816,061円
分配準備積立金額	D	58,659,323円	123,639,923円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	295,060,291円	418,281,738円
当ファンドの期末残存口数	F	609,627,056口	605,599,197口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	4,839円	6,906円
1万口当たり分配金額	H	—円	—円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	—円	—円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 6 期 自 2019年12月19日 至 2020年12月18日	第 7 期 自 2020年12月19日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2. 有価証券関係に記載しております。なお当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 6 期 2020年12月18日現在	第 7 期 2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 (1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	同左
(2) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品(金銭信託等)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期 (自 2019年12月19日 至 2020年12月18日)

該当事項はありません。

第 7 期 (自 2020年12月19日 至 2021年12月20日)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

項 目	第 6 期 2020年12月18日現在	第 7 期 2021年12月20日現在
期首元本額	590,330,987円	609,627,056円
期中追加設定元本額	187,603,836円	155,622,987円
期中一部解約元本額	168,307,767円	159,650,846円

## 2. 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第6期 2020年12月18日現在	第7期 2021年12月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△687,916	5,954,000
親投資信託受益証券	113,347,604	127,989,042
合計	112,659,688	133,943,042

## 3. デリバティブ取引関係

第6期（自 2019年12月19日 至 2020年12月18日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第7期（自 2020年12月19日 至 2021年12月20日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額	
		単価	金額
静岡銀行	91,600	826.00	75,661,600
合計	91,600		75,661,600

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	組入口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	コモンズ30マザーファンド	189,697,707	936,841,095
	合計	189,697,707	936,841,095

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



<ご参考>

「コモンズ30マザーファンド」

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
 なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「コモンズ30マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

項 目	2021年12月20日現在 金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,221,906,899
株式	46,533,044,060
未収入金	47,909,953
流動資産合計	47,802,860,912
資産合計	47,802,860,912
負債の部	
流動負債	
未払金	510,484,595
未払解約金	11,082,393
その他未払費用	33,397
流動負債合計	521,600,385
負債合計	521,600,385
純資産の部	
元本等	
元本	9,573,827,097
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	37,707,433,430
元本等合計	47,281,260,527
純資産合計	47,281,260,527
負債純資産合計	47,802,860,912

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 2020年12月19日 至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2021年12月20日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	9,573,827,097口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	4.9386円 (49,386円)

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2020年12月19日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従って行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は(3)附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。
(2) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品(金銭信託等)は、短期間で決済される ため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿 価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価 額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)

### 1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 2020年12月19日 至 2021年12月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	9,238,993,284円
期中追加設定元本額	2,614,007,043円
期中一部解約元本額	2,279,173,230円
期末元本額	9,573,827,097円
元本の内訳※	
コモンズ30ファンド	6,504,126,605円
コモンズ30ファンドII-B(適格機 関投資家用)	2,880,002,785円
コモンズ30+しずぎんファンド	189,697,707円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 2. 有価証券関係

#### 売買目的有価証券

種類	2021年12月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,024,629,880
合計	2,024,629,880

### 3. デリバティブ取引関係

(自 2020年12月19日 至 2021年12月20日)

当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (3) 附属明細表 (2021年12月20日現在)

##### 第1 有価証券明細表

##### ①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額	
		単価	金額
日揮ホールディングス	726,100	944.00	685,438,400
味の素	524,000	3,457.00	1,811,468,000
東レ	1,027,700	666.80	685,270,360
旭化成	1,454,900	1,063.50	1,547,286,150
信越化学工業	92,500	19,225.00	1,778,312,500
資生堂	124,600	6,508.00	810,896,800
日東電工	192,100	8,530.00	1,638,613,000
ユニ・チャーム	342,300	4,870.00	1,667,001,000
エーザイ	204,000	6,876.00	1,402,704,000
リンナイ	159,600	10,340.00	1,650,264,000
ディスコ	53,600	32,900.00	1,763,440,000
SMC	24,100	75,120.00	1,810,392,000
小松製作所	563,900	2,597.00	1,464,448,300
クボタ	669,800	2,480.00	1,661,104,000
ダイキン工業	68,900	25,035.00	1,724,911,500
マキタ	327,800	4,894.00	1,604,253,200
日立製作所	264,900	6,165.00	1,633,108,500
堀場製作所	218,900	6,570.00	1,438,173,000
シスメックス	118,400	14,775.00	1,749,360,000
東京エレクトロン	30,700	59,600.00	1,829,720,000
デンソー	182,200	9,031.00	1,645,448,200
本田技研工業	459,300	3,086.00	1,417,399,800
ヤマトホールディングス	646,300	2,654.00	1,715,280,200
KADOKAWA	342,900	5,610.00	1,923,669,000
丸紅	1,497,500	1,053.50	1,577,616,250
三菱商事	430,400	3,594.00	1,546,857,600
セブン&アイ・ホールディングス	323,700	4,883.00	1,580,627,100
カカクコム	517,700	3,075.00	1,591,927,500
エムスリー	231,000	5,573.00	1,287,363,000

楽天グループ	770,100	1,111.00	855,581,100
ベネッセホールディングス	464,800	2,227.00	1,035,109,600
合 計	13,054,700		46,533,044,060

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
2. 当ファンドは、第8期中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2022年8月23日

コモンズ投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

五野晴朗

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコモンズ30+しずぎんファンドの2021年12月21日から2022年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ30+しずぎんファンドの2022年6月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年12月21日から2022年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、コモンズ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【コモンズ30+しずぎんファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2021年12月20日現在	第8期中間計算期間末 2022年6月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	20,018,026	23,079,898
株式	75,661,600	87,182,500
親投資信託受益証券	936,841,095	893,771,926
流動資産合計	1,032,520,721	1,004,034,324
資産合計	1,032,520,721	1,004,034,324
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,429,070	730,478
未払受託者報酬	288,390	283,537
未払委託者報酬	6,344,463	6,237,745
その他未払費用	577,863	568,179
流動負債合計	8,639,786	7,819,939
負債合計	8,639,786	7,819,939
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	605,599,197	652,988,442
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	418,281,738	343,225,943
(分配準備積立金)	225,465,677	216,872,916
元本等合計	1,023,880,935	996,214,385
純資産合計	1,023,880,935	996,214,385
負債純資産合計	1,032,520,721	1,004,034,324



## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2020年12月19日 至 2021年6月18日	第8期中間計算期間 自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
営業収益		
受取配当金	1,282,400	1,236,600
有価証券売買等損益	128,432,648	△99,920,071
営業収益合計	129,715,048	△98,683,471
営業費用		
受託者報酬	262,880	283,537
委託者報酬	5,783,386	6,237,745
その他費用	533,169	575,530
営業費用合計	6,579,435	7,096,812
営業利益又は営業損失(△)	123,135,613	△105,780,283
経常利益又は経常損失(△)	123,135,613	△105,780,283
中間純利益又は中間純損失(△)	123,135,613	△105,780,283
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	10,606,511	△618,883
期首剰余金又は期首欠損金(△)	295,060,291	418,281,738
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,652,967	46,834,771
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,652,967	46,834,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,810,628	16,729,166
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,810,628	16,729,166
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	408,431,732	343,225,943

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は、2021年12月21日から2022年12月19日までとなっております。 なお、当ファンドの中間計算期間は、2021年12月21日から2022年6月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2021年12月20日現在	第8期中間計算期間末 2022年6月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 605,599,197口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 652,988,442口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.6907円 (1万口当たりの純資産額) (16,907円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.5256円 (1万口当たりの純資産額) (15,256円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2021年12月20日現在	第8期中間計算期間末 2022年6月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(その他の注記)

1. 元本の移動

項 目	第7期 2021年12月20日現在	第8期中間計算期間末 2022年6月20日現在
期首元本額	609,627,056円	605,599,197円
期中追加設定元本額	155,622,987円	71,655,991円
期中一部解約元本額	159,650,846円	24,266,746円

2. 有価証券関係

第7期 (2021年12月20日現在)

該当事項はありません。

第8期中間計算期間 (2022年6月20日現在)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第7期 (2021年12月20日現在)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第8期中間計算期間 (2022年6月20日現在)

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## コモンズ30マザーファンド

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 「コモンズ30マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

項目	2022年 6月20日現在 金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	2,586,776,973
株式	42,563,496,650
未収入金	58,799,812
未収配当金	222,783,400
流動資産合計	45,431,856,835
資産合計	45,431,856,835
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	1,042,135,224
未払解約金	3,575,298
その他未払費用	152,598
流動負債合計	1,045,863,120
負債合計	1,045,863,120
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	10,020,381,515
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	34,365,612,200
元本等合計	44,385,993,715
純資産合計	44,385,993,715
負債純資産合計	45,431,856,835

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2022年6月20日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	10,020,381,515口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	4.4296円 (44,296円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2022年6月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 貸借対照表計上額は計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(その他の注記)

1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 2021年12月21日 至 2022年6月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	9,573,827,097円
期中追加設定元本額	1,697,620,555円
期中一部解約元本額	1,251,066,137円
期末元本額	10,020,381,515円
元本の内訳※	
コモンズ30ファンド	7,229,605,383円
コモンズ30ファンドⅡ-B (適格機関投資家用)	2,589,003,528円
コモンズ30+しずぎんファンド	201,772,604円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2. 有価証券関係

(2022年6月20日現在)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

(2022年6月20日現在)

当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

コモنز30+しずぎんファンド

2022年7月末日現在

I 資産総額	1,087,409,387 円
II 負債総額	1,942,658 円
III 純資産総額(I - II)	1,085,466,729 円
IV 発行済口数	662,137,865 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.6393 円

<ご参考> コモنز30マザーファンド

2022年7月末日現在

I 資産総額	48,938,614,989 円
II 負債総額	49,746,552 円
III 純資産総額(I - II)	48,888,868,437 円
IV 発行済口数	10,162,209,742 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	4.8109 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

##### (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額等（2022年7月末現在）

資本金	1億円
発行可能株式総数	90,000株
発行済株式総数	66,402株
最近5年間における資本金の額の増減	
2018年12月	資本金7億95万5,000円に増資
2019年3月	資本金7億7,594万7,500円に増資
2022年3月	資本金1億円に減資

##### (2)委託会社の機構（2022年7月末現在）

###### ① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

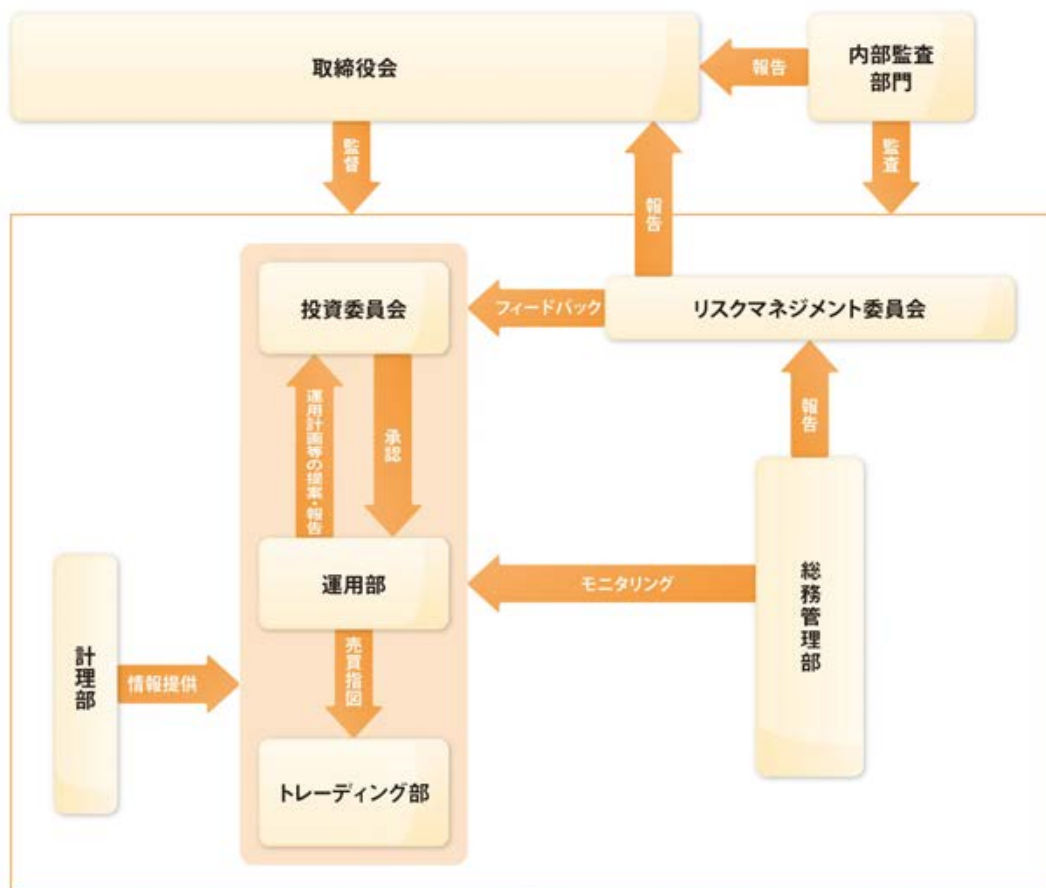
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

## ② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

### <業務内容>

- 取締役会
  - ・運用体制全般についての管理監督
- 投資委員会
  - ・投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定
- 運用部
  - ・運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
  - ・ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
  - ・マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
  - ・運用に係る売買の執行の指示
- トレーディング部
  - ・運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2022年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2022年7月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	7	76,397

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所ものは、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

commons投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立野 清朝

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているcommons投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、commons投信株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (2021年3月31日現在)		当事業年度末 (2022年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
現金及び預金		40,388		40,534	
直販顧客分別金信託		159,785		203,599	
立替金		-		5,320	
前払費用		1,710		1,553	
前払金		20		-	
未収委託者報酬		139,087		167,919	
未収収益		95		-	
未収入金		66		11	
未収還付法人税等		-		7,331	
流動資産合計		341,153	95.8	426,270	86.5
II. 固定資産					
有形固定資産					
器具備品	※1	477		362	
リース資産	※1	2,823		2,070	
有形固定資産合計		3,301	0.9	2,432	0.5
無形固定資産					
ソフトウェア		1,092		4,310	
無形固定資産合計		1,092	0.3	4,310	0.9
投資その他の資産					
投資有価証券		465		401	
長期前払費用		1,450		2,625	
差入保証金		8,645		8,398	
繰延税金資産		-		48,389	
その他		10		10	
投資その他の資産合計		10,570	3.0	59,825	12.1
固定資産合計		14,964	4.2	66,568	13.5
資産合計		356,117	100.0	492,839	100.0

		前事業年度末 (2021年3月31日現在)			当事業年度末 (2022年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I. 流動負債							
リース債務			1,528			839	
預り金			44,527			8,090	
顧客からの預り金			20,109			22,469	
前受収益			371			346	
未払費用			30,246			36,329	
未払金			15,980			17,864	
未払法人税等			9,107			-	
未払消費税等			3,757			4,717	
賞与引当金			-			10,000	
流動負債合計			125,629	35.3		100,658	20.4
II. 固定負債							
リース債務			3,270			1,589	
長期未払金			-			867	
繰延税金負債			50			-	
固定負債合計			3,320	0.9		2,456	0.5
負債合計			128,950	36.2		103,114	20.9
(純資産の部)							
I. 株主資本							
資本金			775,947	217.9		100,000	20.3
資本剰余金							
資本準備金		775,947			100,000		
その他資本剰余金		-			27,054		
資本剰余金合計			775,947	217.9		127,054	25.8
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,324,841			162,604		
利益剰余金合計			△1,324,841	△372.0		162,604	33.0
株主資本合計			227,053	63.8		389,658	79.1
II. 評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金			114			66	
評価・換算差額等合計			114	0.0		66	0.0
純資産合計			227,167	63.8		389,724	79.1
負債・純資産合計			356,117	100.0		492,839	100.0

## (2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
		百分比 (%)		百分比 (%)	
I. 営業収益					
委託者報酬			394,433		555,863
その他営業収益			2,621		3,000
営業収益合計			397,055	100.0	558,864
II. 営業費用					
広告宣伝費			5,314		10,518
事務委託費			101,875		119,370
支払手数料			98,382		128,707
その他			5,649		6,027
営業費用合計			211,221	53.2	264,623
III. 一般管理費					
給料			93,288		124,975
役員報酬		22,565		33,541	
給料手当		70,723		69,483	
役員賞与		-		5,250	
賞与		-		6,700	
賞与引当金繰入額		-		10,000	
法定福利費			13,770		15,169
租税公課			9,792		110
地代家賃			8,532		8,445
支払報酬			10,451		12,085
固定資産減価償却費			1,334		1,955
その他			17,716		18,040
一般管理費合計			154,886	39.0	180,781
営業利益			30,947	7.8	113,458



		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
		百分比 (%)		百分比 (%)	
IV. 営業外収益					
受取利息			15		17
受取手数料			817		1,221
助成金収入			1,197		-
その他			0		0
営業外収益合計			2,030	0.5	1,239
V. 営業外費用					
支払利息	※1		181		90
その他			79		134
営業外費用合計			261	0.1	224
経常利益			32,716	8.2	114,473
税引前当期純利益			32,716	8.2	114,473
法人税、住民税及び事業税			5,644	1.4	293
法人税等調整額			-	-	△48,424
当期純利益			27,072	6.8	162,605

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2020年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,351,914	△ 1,351,914	199,980	△46	△46	199,934
当期変動額									
当期純利益				27,072	27,072	27,072			27,072
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							160	160	160
当期変動額合計	—	—	—	27,072	27,072	27,072	160	160	27,232
2021年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,324,841	△ 1,324,841	227,053	114	114	227,167

当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計				
2021年4月1日残高	775,947	775,947	—	775,947	△1,324,841	△1,324,841	227,053	114	114	227,167
当期変動額										
減資	△675,947	△675,947	1,351,895	675,947			—			—
欠損填補			△1,324,841	△1,324,841	1,324,841	1,324,841	—			—
当期純利益					162,605	162,605	162,605			162,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								△48	△48	△48
当期変動額合計	△675,947	△675,947	27,054	△648,893	1,487,446	1,487,446	162,605	△48	△48	162,557
2022年3月31日残高	100,000	100,000	27,054	127,054	162,604	162,604	389,658	66	66	389,724

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
繰延税金資産	-	48,389

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

	前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
建物附属設備	8,688	8,688
器具備品	4,221	1,257
リース資産	4,158	1,694
合計	17,068	11,639

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

支払利息 63千円

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	C種類株式	41,924	800	2022年3月31日	2022年6月30日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するザ・2020ビジョンS-1（適格機関投資家専用）のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	465	465	—
(2) 差入保証金	8,645	8,684	39
資産計	9,110	9,150	39
(1) リース債務	4,798	4,487	△311
負債計	4,798	4,487	△311

※1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	401	401	—
(2) 差入保証金	8,398	8,408	9
資産計	8,800	8,809	9
(1) リース債務	2,428	2,420	△8
負債計	2,428	2,420	△8

※1現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	40,388	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	159,785	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	139,087	—	—	—
(4) 差入保証金	—	8,645	—	—
合 計	339,261	8,645	—	—

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	40,534	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	203,599	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	167,919	—	—	—
(4) 差入保証金	—	8,398	—	—
合 計	412,052	8,398	—	—

（注）2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	1,528	1,559	979	730	—	—
合 計	1,528	1,559	979	730	—	—

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	839	858	730	—	—	—
合計	839	858	730	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している投資有価証券「其他有価証券」は、すべて投資信託であり、基準価額により評価しております。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,408	—	8,408
資産計	—	8,408	—	8,408
リース債務	—	2,420	—	2,420
負債計	—	2,420	—	2,420

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金（敷金）の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回りを基礎とした適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(有価証券関係)

前事業年度 (2021年3月31日)

その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	465	300	165
小計	465	300	165
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	465	300	165

当事業年度 (2022年3月31日)

その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	401	300	101
小計	401	300	101
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	401	300	101

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
確定拠出制度への要拠出額	2,965	2,945

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,194	—
税務上の繰越欠損金 (※2)	243,381	225,916
減価償却超過額	2,153	1,623
賞与引当金	—	3,459
差入保証金(敷金)	944	1,151
その他	—	206
繰延税金資産小計	247,674	232,355
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (※1)	△243,381	△179,877
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,292	△2,317
評価性引当額小計	△247,674	△182,194
繰延税金資産合計	—	50,162
繰延税金負債		
未収事業税	—	1,735
その他有価証券評価差額金	50	35
その他	—	2
繰延税金負債合計	50	1,772
繰延税金資産の純額	—	48,389

(※1) 評価性引当額が65,479千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が減少したことと、将来課税所得見積額の増加に伴い回収可能性を再検討した結果、新たに繰延税金資産を計上したことによるものであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2021年3月31日) (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	43,394	41,250	40,634	35,701	28,033	54,366	243,381
評価性引当額	△43,394	△41,250	△40,634	△35,701	△28,033	△54,366	△243,381
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度 (2022年3月31日) (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	46,598	45,902	40,330	31,668	24,353	37,061	225,916
評価性引当額	△559	△45,902	△40,330	△31,668	△24,353	△37,061	△179,877
繰延税金資産	46,039	—	—	—	—	—	(b) 46,039

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.96%	0.13%
住民税均等割	2.90%	0.09%
評価性引当額の増減	△138.03%	△85.24%
期限切れの税務上の繰越欠損金	121.04%	8.23%
その他	△0.24%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.25%	△42.05%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2022年3月30日付で資本金を100,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.62%から34.59%に変更しております。なお、この税率の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務等関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業収益	558,864
委託者報酬	555,863
その他営業収益	3,000
合計	558,864

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	75,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	75,000		
							支払利息 (注)	63	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	10,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	10,000		
							支払利息 (注)	13	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	△65,695円00銭	△54,080円46銭
1株当たり当期純利益	1,934円30銭	8,622円50銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. A種類株式（無配当株式）及びB種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。

C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1株当たり純資産額は純資産からC種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
純資産の部の合計額	227,167千円	389,724千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635千円	1,146,635千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635千円)	(1,146,635千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△919,467千円	△756,910千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)	(13,880株)

※1純資産からC種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益	27,072千円	162,605千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	41,924千円
（うち優先配当額）	（－千円）	（41,924千円）
普通株式に係る当期純利益	27,072千円	120,680千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	（116株）	（116株）
（うちB種類株式）	（13,880株）	（13,880株）

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

コモンズ30+しずぎんファンド

約 款

コモンズ投信株式会社



## 運用の基本方針

投資信託約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行なうことを基本方針とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

「コモンズ 30 マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。また、株式会社静岡銀行の発行する普通株式に直接投資します。その他、国内外の株式等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行なうことで、国内外の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。
- ② マザーファンドの他、株式会社静岡銀行の普通株式に直接投資します。当該株式への実質投資割合は、原則 10%を上限として投資することを基本とします。また株式会社静岡銀行が他の銀行等との合併等により当該株式が上場廃止となる場合には、当該株式に代えて存続会社の株式に投資します。また、存続会社の株式が上場廃止となる場合には投資を行いません。
  - ・ 本約款において、「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。
- ④ 運用の基本となるベンチマークは設定しません。
- ⑤ 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の 30%以上で機動的に変更できるものとします。
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(但し、マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。

- ⑤ スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとします。

### 3. 収益分配方針

- (1) 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行いません。
  - ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
  - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本と同一の運用を行いません。
- (2) 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税および住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

**追加型証券投資信託**  
**コモンズ30+しずぎんファンド**

**投資信託約款**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、コモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によっ

て生じた受益権については、これを追加信託の都度第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「総資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款に従う契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づき、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定により委託者が取得申込みに応じる場合の受益権の価額は取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結前に受益権の取得に応じる場合の価額は、1口につき1円とします。
- ③ 第1項の規定により指定販売会社が取得申込みに応じる場合の受益権の価額は取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前に受益権の取得申込みに応じる場合の価額は、1口につき1円に指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第44条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、）
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託法施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「コモンズ 30 マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離

- 型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で、次号で定めるものの以外のも
  16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。  
なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。この条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがっ



て、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信用取引の運用指図)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクの回避と現物投資の代替に限り、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加

えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、投資信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には投資信託財産が当該限月を超えて受け取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。な

お、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 為替先為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑦ 前2項においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第29条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第30条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り

ます。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当

てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

#### （損益の帰属）

第37条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### （受託者による資金の立替え）

第38条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

#### （信託の計算期間）

第39条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月19日から翌年12月18日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成27年12月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### （投資信託財産に関する報告等）

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第41条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
  2. 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書の作成、印刷および提出に係る費用
  3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
  4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
  5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、あらかじめ投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第 3 項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上することができます。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。
- ⑥ 第 2 項に定める諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、



投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配分は別に定めます。

300 億円まで	年 10,000 分の 115
300 億円を超える部分	年 10,000 分の 105
500 億円を超える部分	年 10,000 分の 94
1,000 億円を超える部分	年 10,000 分の 84
3,000 億円を超える部分	年 10,000 分の 73

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末（当該日が休業日の場合は翌営業日。）または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第43条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第 41 条第 2 項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに第 41 条第 2 項に定める諸費用（当該諸費用にかかる消費税を含む。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (収益分配金の再投資)

第44条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金（委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）を指定販売会社に交付します。

- ② 指定販売会社は、指定販売会社と取得申込者が締結する別に定める契約に基づいて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の名義で記載ま

たは記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 第49条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第2項および第3項の規定にかかわらず、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項および第47条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度調整されるものとします。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第45条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録または登録に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第47条第1項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第47条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第47条 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金(第49条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、第44条第4項に規定する収益分配金については、支払開始から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口を最低単位として、委託者および指定販売会社が個別に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、原則として、受益者は1日あたり5億円を超える一部解約を請求することはできないものとします。

- ② 受益者が、一部解約の実行を請求するときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を停止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付停止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、または、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ま

- す。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
  - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第56条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項（前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

## 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条 委託者は、投資信託法第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第60条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.common30.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年12月29日

委託者 東京都千代田区平河町二丁目4番5号  
コモンズ投信株式会社  
代表取締役 伊井 哲朗

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役 東 和浩

親投資信託

コモンズ30マザーファンド

約 款

コモンズ投信株式会社

## 運用の基本方針

投資信託約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内外の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 長期の資産形成のため、あるいは次世代のための投資と定義づけるために、投資の目線は 30 年とします。
- ② 投資家と経営者のメリハリの利いた対話を確立するために、投資対象の基本は 30 銘柄程度とします。
- ③ 企業の価値創造に伴って、長期的な成果を上げることを最大の目標とします。
- ④ 株式投資が主ではありますが、株式比率を 30%以上で機動的に変更できるものとします。
- ⑤ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 20 条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。



## 親投資信託 コモنز30マザーファンド

### 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（投資信託および投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第4項に規定する証券投資信託をいいます。）であり、コモنز投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第14条第1項および第2項、第26条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行います。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益権を投資対象とするコモنز投信株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の算出方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権のうち、投資信託法施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で、次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。  
 なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第17条から第23条まで、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なうほかの投資信託財産の間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第17条から第23条まで、第25条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を

行なうことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第16条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクの回避と現物投資の代替に限り、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならび

に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、投資信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には投資信託財産が当該限月を超えて受け取る配当金も含まれます。）ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨

建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定

元本の総額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(有価証券の貸付の指図)

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と



認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記ま

たは登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第29条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月19日から翌年1月18日とします。ただし、当初計算期間は、信託契約締結日から平成22年1月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に規定する信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

第41条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利

- であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項に定める場合のほか、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合（投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の変更事項（前項の変更事項にあたっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、ならびに、重大な約款変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成したものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたは、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

- 第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格

が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第49条 委託者は、投資信託法第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託法第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.common30.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年 1月19日

委託者 東京都千代田区平河町二丁目4番5号  
コモンズ投信株式会社  
代表取締役 伊井 哲朗

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
りそな信託銀行株式会社  
取締役社長 田中 卓